

愛知県立特別支援学校学則及び愛知県教育委員会公印規則の一部改正に  
ついて

このことについて、愛知県立特別支援学校学則及び愛知県教育委員会公印規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成24年12月20日提出

教育長 野村道朗

#### 説明

この案を提出するのは、愛知県立いなざわ特別支援学校の設置及び愛知県立名古屋養護学校等の特別支援学校の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

## 愛知県立特別支援学校学則及び愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

### 1 規則の改正について

愛知県立学校条例（昭和 39 年愛知県条例第 25 号）及び愛知県心身障害者コロニー条例（昭和 44 年愛知県条例第 8 号）の一部改正に伴うもの。

改正規則 愛知県立特別支援学校学則及び愛知県教育委員会公印規則

### 2 規則の改正内容

(1) 新設特別支援学校を設置する。

① 名 称	愛知県立いなざわ特別支援学校		
② 障害種別	知的障害		
③ 部 ・ 科	小学部	中学部	高等部
④ 学 科			普通科
⑤ 修業年限	6 年	3 年	3 年
⑥ 入学資格			学校教育法第 5 7 条に規定する者

(2) 愛知県立名古屋養護学校始め 2 0 県立特別支援学校の名称を変更する。

愛知県立名古屋養護学校 → 愛知県立名古屋特別支援学校 等

愛知県立名古屋養護学校、愛知県立港養護学校、愛知県立豊橋養護学校、愛知県立岡崎養護学校、愛知県立みあい養護学校、愛知県立一宮養護学校、愛知県立一宮東養護学校、愛知県立半田養護学校、愛知県立半田養護学校桃花校舎、愛知県立ひいらぎ養護学校、愛知県立春日台養護学校、愛知県立春日井高等養護学校、愛知県立豊川養護学校、愛知県立豊川養護学校本宮校舎、愛知県立豊田高等養護学校、愛知県立安城養護学校、愛知県立小牧養護学校、愛知県立大府養護学校、愛知県立佐織養護学校、愛知県立三好養護学校

### 3 施行期日

平成 2 6 年 4 月 1 日

愛知県立特別支援学校学則及び愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月 日

愛知県教育委員会委員長 平 石 賢 二

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則及び愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(愛知県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 愛知県立特別支援学校学則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表愛知県立名古屋養護学校の項中「愛知県立名古屋養護学校」を「愛知県立名古屋特別支援学校」に改め、同表愛知県立港養護学校の項中「愛知県立港養護学校」を「愛知県立港特別支援学校」に改め、同表愛知県立豊橋養護学校の項中「愛知県立豊橋養護学校」を「愛知県立豊橋特別支援学校」に改め、同表愛知県立岡崎養護学校の項中「愛知県立岡崎養護学校」を「愛知県立岡崎特別支援学校」に改め、同表愛知県立みあい養護学校の項中「愛知県立みあい養護学校」を「愛知県立みあい特別支援学校」に改め、同表愛知県立一宮養護学校の項中「愛知県立一宮養護学校」を「愛知県立一宮特別支援学校」に改め、同表愛知県立一宮東養護学校の項中「愛知県立一宮東養護学校」を「愛知県立一宮特別支援学校」に改め、同表愛知県立半田養護学校の項中「愛知県立半田養護学校」を「愛知県立半田特別支援学校」に改め、同表愛知県立半田養護学校桃花校舎」に改め、同表愛知県立ひいらぎ養護学校の項中「愛知県立ひいらぎ養護学校」を「愛知県立ひいらぎ特別支援学校」に改め、同表愛知県立春日台養護学校の項中「愛知県立春日台養護学校」を「愛知県立春日台特別支援学校」に改め、同表愛知県立春日井高等養護学校の項中「愛知県立春日井高等養護学校」を「愛知県立春日井高等特別支援学校」に改め、同表愛知県立豊川養護学校の項中「愛知県立豊川養護学校」を「愛知県立豊川特別支援学校」に改め、同表愛知県立豊川養護学校本宮校舎の項中「愛知県立豊川養護学校本宮校舎」を「愛知県立豊田高等養護学校」に改め、同表愛知県立豊田高等養護学校の項中「愛知県立豊田高等特別支援学校」に改め、同表愛知県立安城養護学校の項中「愛知県立安城養護学校」を「愛知県立安城特別支援学校」に改め、同表愛知県立小牧養護学校の項中「愛知県立小牧養護学校」を「愛知県立小牧特別支援学校」に改め、同項の次に次の一項を加える。

愛知県立いなざわ特別支援学校	知的障害			普通科	三年	定する者
	小学部	中学部	高等部			
	六年	三年	三年		学校教育法第五十七条に規定する者	

別表愛知県立大府養護学校の項中「愛知県立大府養護学校」を「愛知県立大府特別支援学校」に改め、同表愛知県立佐織養護学校の項中「愛知県立佐織養護学校」を「愛知県立佐織特別支援学校」に改め、同表愛知県立三好養護学校の項中「愛知県立三好養護学校」を「愛知県立三好特別支援学校」に改める。

(愛知県教育委員会公印規則の一部改正)

第二条 愛知県教育委員会公印規則(昭和三十九年愛知県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「愛知県立春日台養護学校」を「愛知県立春日台特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

新

別表（第一条関係）

名 称	障害種別	部・科	学 科	修業年限	入 学 資 格
愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立一宮 <sup>ちやう</sup> 豊学校の項まで 略					
愛知県立名古屋特別支援学校	略				
愛知県立港特別支援学校	略				
愛知県立豊橋特別支援学校	略				
愛知県立岡崎特別支援学校	略				
愛知県立みあい特別支援学校	略				
愛知県立一宮特別支援学校	略				
愛知県立一宮東特別支援学校	略				
愛知県立半田特別支援学校	略				
愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎	略				

旧

別表（第一条関係）

名 称	障害種別	部・科	学 科	修業年限	入 学 資 格
同上					
愛知県立名古屋養護学校	略				
愛知県立港養護学校	略				
愛知県立豊橋養護学校	略				
愛知県立岡崎養護学校	略				
愛知県立みあい養護学校	略				
愛知県立一宮養護学校	略				
愛知県立一宮東養護学校	略				
愛知県立半田養護学校	略				
愛知県立半田養護学校 桃花校舎	略				

愛知県立ひいらぎ特別支援学校	略						
愛知県立春日台特別支援学校	略						
愛知県立春日井高等特別支援学校	略						
愛知県立豊川特別支援学校	略						
愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎	略						
愛知県立豊田高等特別支援学校	略						
愛知県立安城特別支援学校	略						
愛知県立小牧特別支援学校	略						
愛知県立いなざわ特別支援学校	知的障害	小学部		六年			
		中学部		三年			
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者		
愛知県立大府特別支援学校	略						
愛知県立佐織特別支援学校	略						
愛知県立三好特別支援学校	略						

愛知県立ひいらぎ養護学校	略						
愛知県立春日台養護学校	略						
愛知県立春日井高等養護学校	略						
愛知県立豊川養護学校	略						
愛知県立豊川養護学校本宮校舎	略						
愛知県立豊田高等養護学校	略						
愛知県立安城養護学校	略						
愛知県立小牧養護学校	略						
愛知県立大府養護学校	略						
愛知県立佐織養護学校	略						
愛知県立三好養護学校	略						

愛知県教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

新

(公印の種類)

第二条 この規則において「公印」とは、次に掲げるものをいう。

一～五 略

六 愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）に定める学校及び愛知県心身障害者コロニー条例（昭和四十四年愛知県条例第八号）に定める愛知県立春日台特別支援学校並びに校長の印

七 略

旧

(公印の種類)

第二条 同上

一～五 略

六 愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）に定める学校及び愛知県心身障害者コロニー条例（昭和四十四年愛知県条例第八号）に定める愛知県立春日台養護学校並びに校長の印

七 略